大阪府障がい者差別解消協議会運営要領新旧対照表

資料３-２

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第１条　（略） | 第１条　（略） |
| （会議）第２条　協議会の会議は、大阪府障がい者差別解消条例（以下「条例」という。）第９条第２項で規定する委員で開催する。２　（略）第３条―第５条　（略）（委員の除斥）第６条　委員は、条例第12条第１項の規定に基づく勧告の求め及び条例第13条第３項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、議事及び議決に加わることができない。　一―四　（略）２・３　（略）第７条　（略）（合議体を構成する委員又は専門委員の指名の特例）第８条　団体からの推薦を経て任命した委員が協議会規則第２条第２項ただし書きに該当するときは、条例第９条第５項の規定にかかわらず、引き続き協議会が指名したものとみなす。２　団体からの推薦を経て任命した委員以外の委員が協議会規則第２条第２項ただし書きに該当するときの条例第９条第５項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。３　専門委員を新たに任命したときの条例第９条第５項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。（合議体の会議の開催）第９条　（略）２　（略）３　合議体の開催にあたっては、第４条、第５条及び第６条の規定を準用する。この場合において、第４条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「会議」とあるのは「会議（条例第９条第５項第二号にかかるものに限る。）」と、第５条中「会長」とあるのは「合議体の長」と、第６条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「条例第12条第1項の規定に基づく勧告の求め及び条例第13条第3項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し」とあるのは「条例第５条第５項第一号の規定に基づく紛争事案を解決するためのあっせんに関し」と、「前項第一号から第三号に該当する場合」とあるのは「協議会規則第６条第１項の規定による指名を受けたときにおいて、前項第一号から第三号に該当する場合」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「協議会」とあるのは「合議体」と読み替えるものとする。４　（略）５　第１項の規定による合議体を構成する委員以外の委員は、会長の許可を受けたときは、条例第９条第５項第２号に掲げる事項を取扱う合議体を視察することができる。この場合において、当該委員は、条例第９条第７項の規定が適用されることに留意しなければならない。６　（略)第10条―第12条　（略） | （会議）第２条　協議会の会議は、大阪府障がい者差別解消条例（以下「条例」という。）第８条第２項で規定する委員で開催する。２　（略）第３条―第５条　（略）（委員の除斥）第６条　委員は、条例第11条第１項の規定に基づく勧告の求め及び条例第12条第３項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、議事及び議決に加わることができない。　一―四　（略）２・３　（略）第７条　（略）（合議体を構成する委員又は専門委員の指名の特例）第８条　団体からの推薦を経て任命した委員が協議会規則第２条第２項ただし書きに該当するときは、条例第８条第５項の規定にかかわらず、引き続き協議会が指名したものとみなす。２　団体からの推薦を経て任命した委員以外の委員が協議会規則第２条第２項ただし書きに該当するときの条例第８条第５項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。３　専門委員を新たに任命したときの条例第８条第５項に規定する指名の手続きについては、関係する文書を委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。（合議体の会議の開催）第９条　（略）２　（略）３　合議体の開催にあたっては、第４条、第５条及び第６条の規定を準用する。この場合において、第４条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「会議」とあるのは「会議（条例第８条第５項第二号にかかるものに限る。）」と、第５条中「会長」とあるのは「合議体の長」と、第６条中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「条例第11条第1項の規定に基づく勧告の求め及び条例第12条第3項の規定に基づく公表に関する意見申し出に関し」とあるのは「条例第５条第５項第一号の規定に基づく紛争事案を解決するためのあっせんに関し」と、「前項第一号から第三号に該当する場合」とあるのは「協議会規則第６条第１項の規定よる指名を受けたときにおいて、前項第一号から第三号に該当する場合」と、「会長」とあるのは「合議体の長」と、「協議会」とあるのは「合議体」と読み替えるものとする。４　（略）５　第１項の規定による合議体を構成する委員以外の委員は、会長の許可を受けたときは、条例第８条第５項第２号に掲げる事項を取扱う合議体を視察することができる。この場合において、当該委員は、条例第８条第７項の規定が適用されることに留意しなければならない。６　（略）第10条―第12条　（略） |
|  |  |

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。